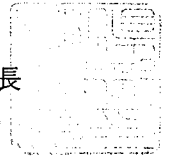


土 総 第 8 7 号  
令和2年4月23日

(一社) 島根県建設業協会 会長 様

島 根 県 土 木 部 長  
(土木総務課建設産業対策室)  
( 技 術 管 理 課 )



新型コロナウイルス感染症拡大に伴う島根県公共工事中間前金払等の手続きの特例について (通知)

このことについて、別添のとおり定め、関係各機関あて通知しましたので、お知らせします。貴会におかれては取扱いについて会員の方々に周知いただき、ご活用いただきますようお願いいたします。



土 総 第 8 7 号  
令和2年4月23日

総務部営繕課長様  
各県民センター所長様  
隠岐支庁県民局長様  
隠岐支庁農林局長様  
隠岐支庁水産局長様  
隠岐支庁県土整備局長様  
防災部消防総務課長様  
農林水産部各課長様  
各農林振興センター所長様  
各水産事務所長様  
土木部各課長様  
各県土整備事務所長様  
浜田河川総合開発事務所長様  
出雲空港管理事務所長様  
宍道湖流域下水道事務所長様  
浜田港湾振興センター所長様

土木部土木総務課長  
(建設産業対策室)  
土木部技術管理課長  
(工事品質管理スタッフ)

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う島根県公共工事中間前金払等の手続きの特例について (通知)

現在、島根県公共工事中間前金払の実施要領に基づき、中間前金払を選択した場合は年度末の部分払いの特例を設けているところです。

この度、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う工事の一時中止等による受注者の資金繰りの悪化への対応として、下記のとおり特例を設けることとしましたので、お知らせします。

記

I. 対象工事

新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う工事の一時中止等を実施したことにより、年度内に完成することができず(債務負担行為に係る契約においては当該年度の出来高予定額に達せず)、繰越が予想されるもので、一時中止等を実施した時点で請負代金額の3分の2以上に相当する工事出来高があるもの。

II. 島根県公共工事中間前金払いの実施要領の特例について

#### 1. 特例内容

新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う工事の一時中止等を行った時点における出来高に対する部分払いを行うことを可能とする。

#### 2. 部分払いの算定方法

##### ・単年度工事の場合

部分払金額＝工事出来高金額×(9/10－前払金額/請負代金額)－中間前金払金額

##### ・債務負担行為に係る工事の場合

部分払金の額≤請負代金相当額×9/10－前会計年度までの支払金額－(請負代金相当額－前会計年度までの出来高予定額)×(当該会計年度前払金額＋当該会計年度の中間前払金額)／当該会計年度の出来高予定額

#### 3. 対応方法

双方協議の上、変更契約により対応すること。(別紙1) 変更協議書例及び(別紙2) 変更契約書例のとおり)

#### 4. 留意事項

- ・ I. 対象工事に記載の「繰越が予想されるもの」とは具体的には契約期間に一時中止等の措置による期間を加算すると繰越となると想定されるものである。
- ・ 本通知に基づき、部分払いを行った案件については速やかに繰越手続きを行うこと。
- ・ 本通知に基づく部分払いについては島根県公共工事中間前金払の実施要領1.(4)及び1.(5)に基づく年度末の部分払いを妨げない。

### III. 出来形検査の特例について

#### 1. 特例内容

- (1) 中間検査を実施済みの工事目的物の部分については、当該中間検査結果をもって、出来形検査結果とみなすことができるものとする。
- (2) 設計図書で部分払いの対象として指定していない工事材料及び工場製品についても部分払いの対象とすることができる。この場合、工事材料については工事現場に搬入したもの、製造工場等にある工場製品については検査に合格したものとする。
- (3) 検査実施時点でコンクリートの型枠が取り外されている場合は、コンクリートの品質確認を1週強度試験結果から4週強度試験結果を推定して検査を行うことができるものとする。

#### 2. 留意事項

- (1) 出来形検査に際しては、現場の清掃、片付け等の実施を受注者に求めないものとする。なお、これらの措置は、障害物の存在等により検査の実施に支障が生じる場合に、障害物の移動等を適宜求めることを妨げるものではない。
- (2) 出来形検査においては、提出対象とするもの以外の工事関係書類は、管理ファイルの作成やファイル名等の整理状況を問わないものとする。
- (3) 検査を実施する際には、契約書及び設計図書のいずれにも準備の必要の根拠を持たない必要以上の関連資料の準備を求めないものとする。

●●建設(株)  
代表取締役 ●● ●● 様

島根県▲▲県土整備事務所長

### 請負工事の変更協議について

下記請負契約について、別紙建設工事請負変更契約書(案)により変更契約したく契約約款第57条により協議します。  
ご承諾の上は、同変更契約書2部に記名、押印の上提出してください。

#### 記

- 1. 工事名 工事
- 2. 工事場所 ○○市○○町○○地内
- 3. 契約年月日 令和 ○年○○月○○日

#### 4. 変更協議事項

(1) 特約条項の追加

令和2年4月決裁日付土総第87号に基づく特例措置により約款第38条を適用する。

なお、その際の部分払い額算定は下記のとおりとする。

① 
$$\text{部分払金額} \leq \text{工事出来高金額} \times \left( \frac{9}{10} - \frac{\text{前払金額}}{\text{請負代金額}} \right) - \text{中間前金払金額}$$

② 
$$\text{部分払金の額} \leq \text{請負代金相当額} \times \frac{9}{10} - \text{前会計年度までの支払金額} - \left( \text{請負代金相当額} - \text{前会計年度までの出来高予定額} \right) \times \left( \frac{\text{当該会計年度前払金額} + \text{当該会計年度の中間前払金額}}{\text{当該会計年度の出来高予定額}} \right)$$

※単年度工事の場合は①、債務負担行為に係る工事の場合は、②を記載する。



## 建設工事請負変更契約書

1 工事名 工事

2 工事場所 島根県管内一円

3 契約締結年月日 令和 ○年○○月○○日

上記工事について、次のとおり契約を変更します。

第1条 令和2年4月決裁日付土総第87号に基づく特例措置により約款第38条を適用する。  
なお、その際の部分払い額算定は下記のとおりとする。

①  $\text{部分払金額} \leq \text{工事出来高金額} \times (9/10 - \text{前払金額} / \text{請負代金額}) - \text{中間前金払金額}$

②  $\text{部分払金額} \leq \text{請負代金相当額} \times 9/10 - \text{前会計年度までの支払金額} - (\text{請負代金相当額} - \text{前会計年度までの出来高予定額}) \times (\text{当該会計年度前払金額} + \text{当該会計年度の中間前払金額}) / \text{当該会計年度の出来高予定額}$

※単年度工事の場合は①、債務負担行為に係る工事の場合は、②を記載する。

変更契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 島根県○○市○○町○○番地  
島根県  
島根県▲▲県土整備事務所長

▲▲ ▲▲

受注者

